平成２２年（フ）第８１号
福岡県行橋市大字前田295番地38
債務者　大上　省二
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第８３号
福岡県豊前市大字松江1099番地38
債務者　野依　達也
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第８４号
福岡県豊前市大字松江1099番地38
債務者　野依　好美
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第２２号
長崎県五島市籠淵町2423番地５
債務者　浦上　公人
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２２年（フ）第５０号
鹿児島県南九州市川辺町両添255番地
債務者　内原　法文
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第８１８号
仙台市青葉区高松３丁目５番３号　チェリー清和202
債務者　東舘　裕幸
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８４３号
仙台市宮城野区苦竹１丁目４番５―201号
債務者　千葉　恵子（旧姓海野）
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８６８号
仙台市宮城野区田子３丁目４番11号
債務者　佐藤　節郎
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８７５号
仙台市宮城野区幸町２丁目22番33―203号
債務者　武山　博喜
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８９８号
仙台市青葉区立町11番22号　軽部アパート
債務者　本郷　文子
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９１２号
仙台市青葉区福沢町５番43―403号
債務者　阿部　朋子
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９２９号
仙台市宮城野区岩切字台屋敷139―８　ウインディアＡ202号、住民票上の住所宮城県宮城郡利府町神谷沢字赤坂70番地４
債務者　成澤　礼子
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４７号
福島市岡部字当木前29番地
債務者　大槻　紀治
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１２６号
茨城県日立市会瀬町２丁目25番12―206号
債務者　古小高勝男
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１３３号
茨城県日立市森山町１丁目32番10―205号
債務者　小林　守一
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１７１号
茨城県猿島郡境町大字金岡334番地
債務者　中村　洋子
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第９３号
千葉県木更津市祇園４丁目26番15号
債務者　水野留美子（旧姓吉住）
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
千葉地方裁判所木更津支部